

1. 申込者等の概要

申込者	●●●●株式会社
検討者	●●●●株式会社

2. 依頼内容

依頼日（受付日）	●●年●●月●●日			
発電設備等の設置場所	●●県●●市●●●丁目●番地●			
発電設備等の種類	太陽光	希望連系点	電柱番号	●●▲号柱
発電設備等の容量	2,000 kW			
最大受電電力	1,900 kW	希望受電電圧	6kV	

3. 回答内容

熱容量に起因する 連系制限の有無※ ¹		最大受電電力に対する [連系制限なし]・[連系制限あり]		
連系制限ありの場合の 連系可能な最大受電電力※ ¹ ※ ²		- kW		
バンク逆潮流※ ³ の発生に伴う 連系制限の有無※ ⁴		最大受電電力に対する [連系制限なし]・[連系制限あり] ※「連系制限なし」はバンク逆潮流対策工事が実施済みの場合を含みます。		
連系制限ありの場合に バンク逆潮流対策工事を実施せず に連系可能な最大受電電力※ ² ※ ⁴		- kW		
電圧	6kV	連系点(想定) ※ ⁵	電柱番号	●● ▲号柱
		連系点(想定)から連系予定変電所 までの既設配電線路互長		約 2 km

- ※1 ノンファーム型接続適用外の設備（配電用変圧器（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は高圧流通設備））が対象。
- ※2 連系制限なしの場合は「-」と記載しております。なお、連系制限とは既設配電用変圧器の空容量不足等により設備増強（アクセス線を含めた配電線の新設・増強は除く）が必要な場合をいいます。
- ※3 バンク逆潮流とは、配電用変電所の変圧器（バンク）において逆潮流が発生することをいいます。バンク逆潮流の発生により、配電線の電圧を適正に維持できない可能性や送電線の事故時に保安が確保できない可能性があるため、変電所において対策工事が必要となります。
- ※4 配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は回答対象外の項目となります。
- ※5 連系点(想定)とは、現時点において想定される連系点を表しています。接続検討の結果等により変更となる場合があります。

<注意事項>

- 発電事業に必要な土地や発電設備等の手配にあたっては、以下の注意事項を踏まえた上で、ご検討下さい。
- 系統連系を希望する場合は、別途接続検討の申込みが必要となります。
- 本回答は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は高圧流通設備）の熱容量から簡易的に評価した結果であり、接続検討では、本回答と異なる結果となる可能性があります。
- 上位系統の混雑状況によっては、出力抑制が必要となります。
- 本回答は検討時点の送電系統の状況に基づくものであり、将来に亘って本回答内容をお約束するものではありません。
- 「連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路互長」は、あくまで連系点(想定)から連系予定変電所（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は始点となる電気所）までの既設配電線路の距離であり、具体的な連系点・連系ルート等の検討は接続検討において行います（連系予定変電所までの既設配電線路互長が長くなるほど、対策工事費が高額になる可能性が高くなります。）。
- 連系に必要な工事の内容、工期等の検討は接続検討において行います。接続検討の結果によっては、系統連系を開始するために必要な工事が大規模になる場合や工事に長期間を要する場合があります（特にバンク逆潮流対策工事を実施する場合、工事に長い期間を要することが予測されます。また、バンク逆潮流対策工事が必要となる場合においても、機器設置スペースの都合等により対策工事が実施できない場合があります。）。
- 離島などにおいて、系統の規模と比較して大容量の電源を連系すると、電源の出力変動等による電力品質への影響が問題

となる場合があります。そのため、接続検討の結果によっては、発電設備側で対策が必要となる場合や最大受電電力に制限が必要となる場合があります。

<その他>

- ・回答書の記載例については、以下URLの事前相談回答書（1）高圧の記載例をご参照ください。
[系統アクセス手続きで用いる様式集 | 系統アクセス・系統利用ルール | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)
- ・お申込みの発電設備は、ノンファーム型接続適用電源になります。
- ・ノンファーム型接続の概要（情報公開データの活用方法を含む）については、以下のURLをご参照ください。
<https://www.occto.or.jp/grid/business/setsuzoku.html#non-firm>
- ・設備の混雑状況を把握するための各社潮流実績等の情報については、以下のURLをご参照ください。

各社URL ●●●●

以 上

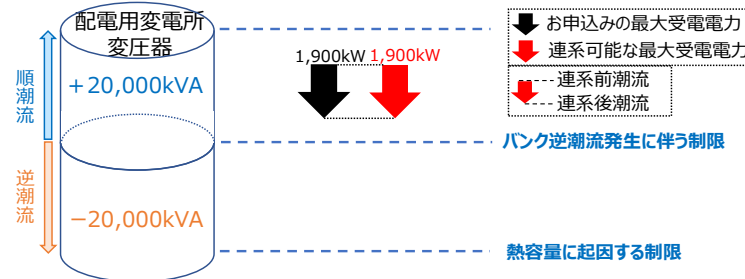
【参考：回答内容のイメージ図】

【熱容量起因の連系制限：なし、バンク逆潮流発生に伴う連系制限：なし】の場合

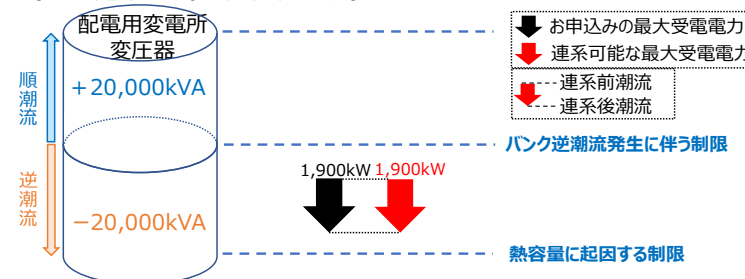
※黒色矢印がお申込みの最大受電電力、赤色矢印が連系可能な最大受電電力を示しています。

※バンク逆潮流発生に伴う連系制限がない場合は、バンク逆潮流対策工事が実施済みの場合を含みます。

（バンク逆潮流対策未実施の場合）



（バンク逆潮流対策実施済みの場合）



1. 申込者等の概要

申込者	●●●●株式会社
検討者	●●●●株式会社

2. 依頼内容

依頼日（受付日）	●●年●●月●●日			
発電設備等の設置場所	●●県●●市●●●丁目●番地●			
発電設備等の種類	太陽光	希望連系点	電柱番号	●● ▲号柱
発電設備等の容量	2,000 kW			
最大受電電力	1,900 kW	希望受電電圧	6kV	

3. 回答内容

熱容量に起因する連系制限の有無 ^{※1}	最大受電電力に対する [連系制限なし]・[連系制限あり]			
連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力 ^{※1※2}	- kW			
バンク逆潮流 ^{※3} の発生に伴う連系制限の有無 ^{※4}	最大受電電力に対する [連系制限なし]・[連系制限あり] ※「連系制限なし」はバンク逆潮流対策工事が実施済みの場合を含みます。			
連系制限ありの場合にバンク逆潮流対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力 ^{※2※4}	500 kW			
電圧	6kV	連系点(想定) ^{※5}	電柱番号	●● ▲号柱
		連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路互長		約 2 km

- ※1 ノンファーム型接続適用外の設備（配電用変圧器〔配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は高圧流通設備〕）が対象。
- ※2 連系制限なしの場合は「-」と記載しております。なお、連系制限とは既設配電用変圧器の空容量不足等により設備増強（アクセス線を含めた配電線の新設・増強は除く）が必要な場合をいいます。
- ※3 バンク逆潮流とは、配電用変電所の変圧器（バンク）において逆潮流が発生することをいいます。バンク逆潮流の発生により、配電線の電圧を適正に維持できない可能性や送電線の事故時に保安が確保できない可能性があるため、変電所において対策工事が必要となります。
- ※4 配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は回答対象外の項目となります。
- ※5 連系点(想定)とは、現時点において想定される連系点を表しています。接続検討の結果等により変更となる場合があります。

<注意事項>

- 発電事業に必要な土地や発電設備等の手配にあたっては、以下の注意事項を踏まえた上で、ご検討下さい。
- 系統連系を希望する場合は、別途接続検討の申込みが必要となります。
- 本回答は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は高圧流通設備）の熱容量から簡易的に評価した結果であり、接続検討では、本回答と異なる結果となる可能性があります。
- 上位系統の混雑状況によっては、出力抑制が必要となります。
- 本回答は検討時点の送電系統の状況に基づくものであり、将来に亘って本回答内容をお約束するものではありません。
- 「連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路互長」は、あくまで連系点(想定)から連系予定変電所（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は始点となる電気所）までの既設配電線路の距離であり、具体的な連系点・連系ルート等の検討は接続検討において行います（連系予定変電所までの既設配電線路互長が長くなるほど、対策工事費が高額になる可能性が高くなります）。
- 連系に必要な工事の内容、工期等の検討は接続検討において行います。接続検討の結果によっては、系統連系を開始するために必要な工事が大規模になる場合や工事に長期間を要する場合があります（特にバンク逆潮流対策工事を実施する場合、工事に長い期間を要することが予測されます。また、バンク逆潮流対策工事が必要となる場合においても、機器設置ス

ペースの都合等により対策工事が実施できない場合があります。)

- ・ 離島などにおいて、系統の規模と比較して大容量の電源を連系すると、電源の出力変動等による電力品質への影響が問題となる場合があります。そのため、接続検討の結果によっては、発電設備側で対策が必要となる場合や最大受電電力に制限が必要となる場合があります。

<その他>

- ・ 回答書の記載例については、以下URLの事前相談回答書（1）高圧の記載例をご参照ください。
[系統アクセス手続きで用いる様式集 | 系統アクセス・系統利用ルール | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)
- ・ お申込みの発電設備は、ノンファーム型接続適用電源になります。
- ・ ノンファーム型接続の概要（情報公開データの活用方法を含む）については、以下のURLをご参照ください。
<https://www.occto.or.jp/grid/business/setsuzoku.html#non-firm>
- ・ 設備の混雑状況を把握するための各社潮流実績等の情報については、以下のURLをご参照ください。

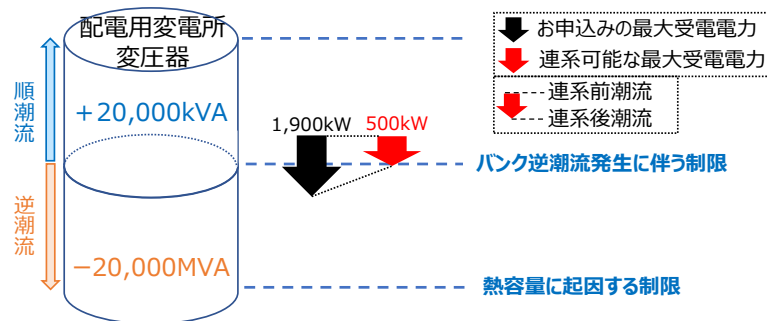
各社URL ●●●

以 上

【参考：回答内容のイメージ図】

【熱容量起因の連系制限：なし、バンク逆潮流発生に伴う連系制限：あり】の場合

※黒色矢印がお申込みの最大受電電力、赤色矢印が連系可能な最大受電電力を示しています。



熱容量起因の連系制限あり
バンク逆潮流発生に伴う連系制限なし

事前相談に対する回答書（高圧）

様式 CK3 高圧-202507

回答日 ●●年●●月●●日

1. 申込者等の概要

申込者	●●●●株式会社
検討者	●●●●株式会社

2. 依頼内容

依頼日（受付日）	●●年●●月●●日			
発電設備等の設置場所	●●県●●市●●●●丁目●●番地●●			
発電設備等の種類	太陽光	希望連系点	電柱番号	●● ▲号柱
発電設備等の容量	2,000 kW			
最大受電電力	1,900 kW	希望受電電圧		6kV

3. 回答内容

熱容量に起因する連系制限の有無※1	最大受電電力に対する [連系制限なし]・[連系制限あり]			
連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力※1※2	500 kW			
バンク逆潮流※3の発生に伴う連系制限の有無※4	最大受電電力に対する [連系制限なし]・[連系制限あり] ※「連系制限なし」はバンク逆潮流対策工事が実施済みの場合を含みます。			
連系制限ありの場合にバンク逆潮流対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力※2※4	- kW			
電圧	6kV	連系点(想定)※5	電柱番号	●● ▲号柱
		連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路互長		約 2 km

- ※1 ノンファーム型接続適用外の設備（配電用変圧器〔配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は高圧流通設備〕）が対象。
- ※2 連系制限なしの場合は「－」と記載しております。なお、連系制限とは既設配電用変圧器の空容量不足等により設備増強（アクセス線を含めた配電線の新設・増強は除く）が必要な場合をいいます。
- ※3 バンク逆潮流とは、配電用変電所の変圧器（バンク）において逆潮流が発生することをいいます。バンク逆潮流の発生により、配電線の電圧を適正に維持できない可能性や送電線の事故時に保安が確保できない可能性があるため、変電所において対策工事が必要となります。
- ※4 配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は回答対象外の項目となります。
- ※5 連系点(想定)とは、現時点において想定される連系点を表しています。接続検討の結果等により変更となる場合があります。

<注意事項>

- 発電事業に必要な土地や発電設備等の手配にあたっては、以下の注意事項を踏まえた上で、ご検討下さい。
- 系統連系を希望する場合は、別途接続検討の申込みが必要となります。
- 本回答は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は高圧流通設備）の熱容量から簡易的に評価した結果であり、接続検討では、本回答と異なる結果となる可能性があります。
- 上位系統の混雑状況によっては、出力抑制が必要となります。
- 本回答は検討時点の送電系統の状況に基づくものであり、将来に亘って本回答内容をお約束するものではありません。
- 「連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路互長」は、あくまで連系点(想定)から連系予定変電所（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は始点となる電気所）までの既設配電線路の距離であり、具体的な連系点・連系ルート等の検討は接続検討において行います（連系予定変電所までの既設配電線路互長が長くなるほど、対策工事費が高額になる可能性が高くなります。）。
- 連系に必要な工事の内容、工期等の検討は接続検討において行います。接続検討の結果によっては、系統連系を開始する

ために必要な工事が大規模になる場合や工事に長期間を要する場合があります（特にバンク逆潮流対策工事を実施する場合、工事に長い期間を要することが予測されます。また、バンク逆潮流対策工事が必要となる場合においても、機器設置スペースの都合等により対策工事が実施できない場合があります。）。

- ・ 離島などにおいて、系統の規模と比較して大容量の電源を連系すると、電源の出力変動等による電力品質への影響が問題となる場合があります。そのため、接続検討の結果によっては、発電設備側で対策が必要となる場合や最大受電電力に制限が必要となる場合があります。

<その他>

- ・ 回答書の記載例については、以下URLの事前相談回答書（１）高圧の記載例をご参照ください。
[系統アクセス手続きで用いる様式集 | 系統アクセス・系統利用ルール | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)
- ・ お申込みの発電設備は、ノンファーム型接続適用電源になります。
- ・ ノンファーム型接続の概要（情報公開データの活用方法を含む）については、以下のURLをご参照ください。
<https://www.occto.or.jp/grid/business/setsuzoku.html#non-firm>
- ・ 設備の混雑状況を把握するための各社潮流実績等の情報については、以下のURLをご参照ください。

各社URL●●●●

以 上

【参考：回答内容のイメージ図】

【熱容量起因の連系制限：あり、バンク逆潮流発生に伴う連系制限：なし】の場合
※黒色矢印がお申込みの最大受電電力、赤色矢印が連系可能な最大受電電力を示しています。

